

労働基準監督官

Labour Standards Inspector

首都東京で働く人
のために。

東京労働局



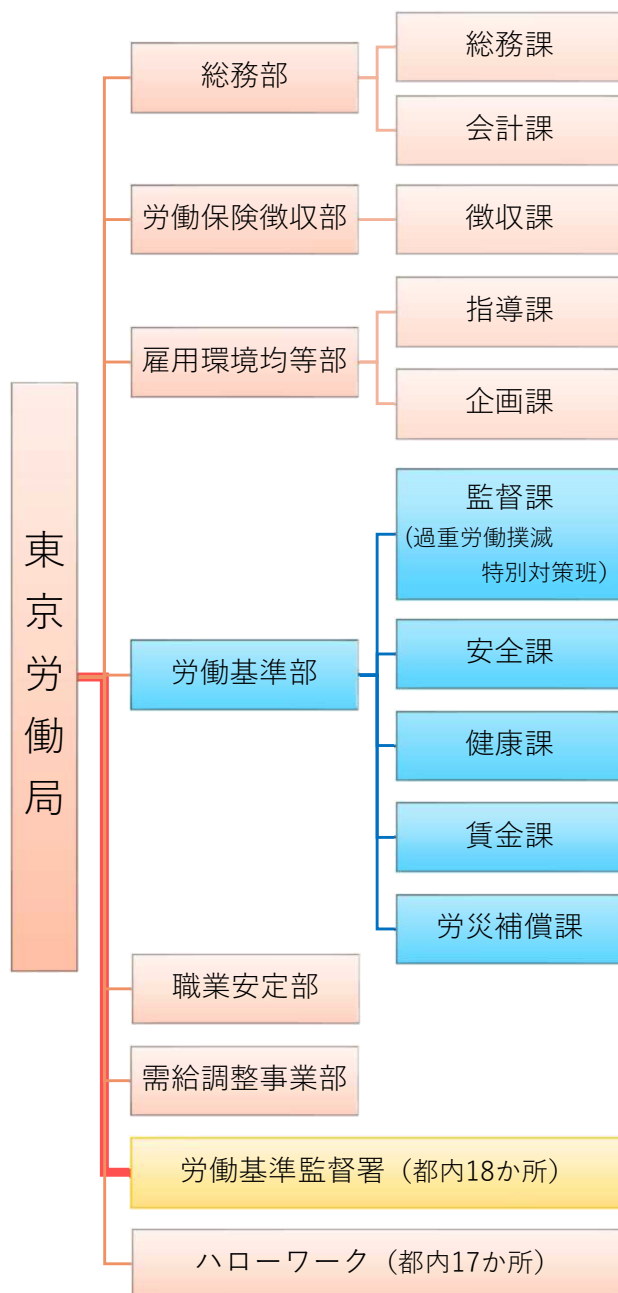
東京労働局の労働基準監督官は、東京都内にある約62万の事業場で働く800万人以上の労働者のため、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、法令で定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の国家公務員（専門職）です。

CONTENTS

1	東京労働局の組織	2
2	労働基準監督署の組織	3
3	監督業務	4
4	安全衛生業務	7
5	労災業務	8
6	東京労働局での労働基準監督官	9
7	先輩からのメッセージ	13
8	東京労働局における採用	16

1 組織

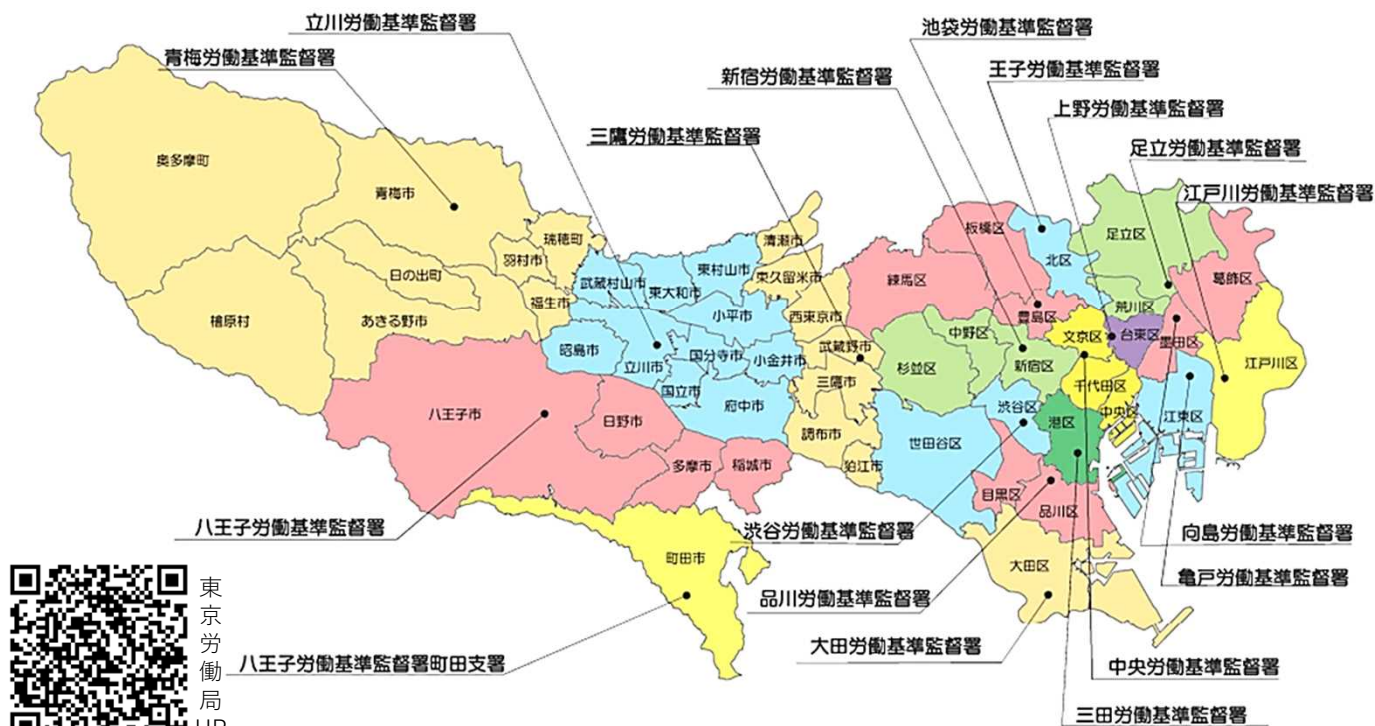
東京労働局



厚生労働省の地方組織である「東京労働局」(6部17課制)は東京都内全域を管轄とし、全国最大規模の労働局となります。

また、都内18か所に労働基準監督署(支署)が設置されており、配属された多くの労働基準監督官が地域の労働条件確保のための活動を行っています。

労働基準監督署



※一部省略

2 組織

労働基準監督署

厚生労働省の第一線機関である「労働基準監督署」には、担当部署として

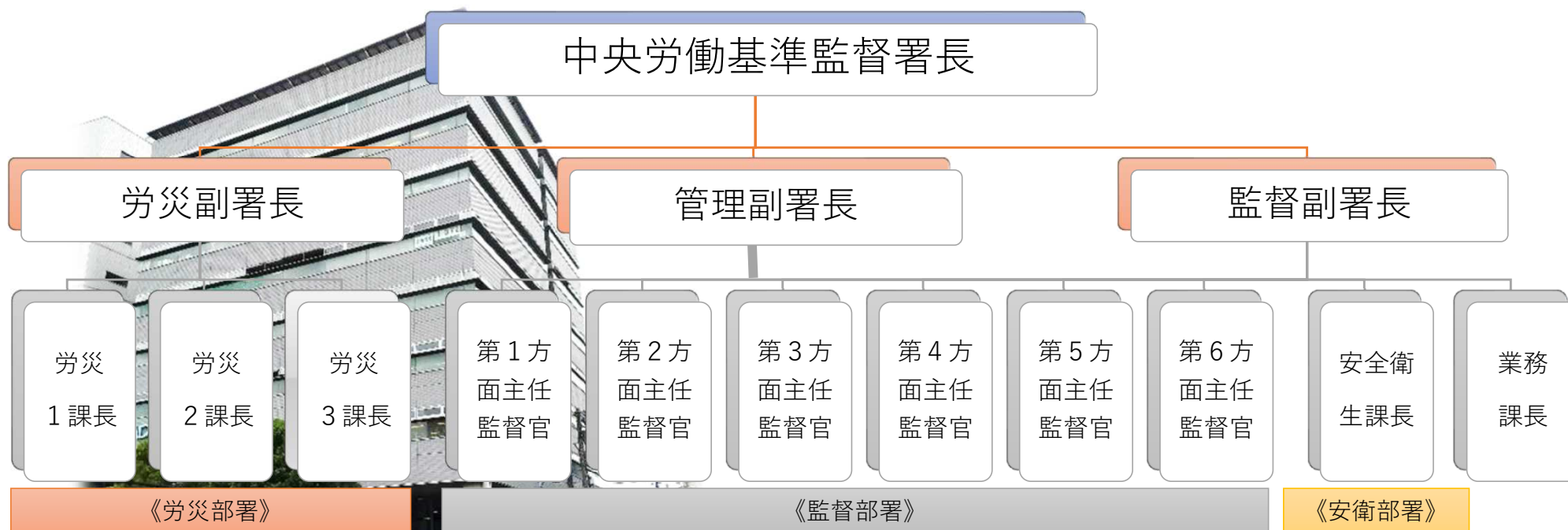
『監督業務』を行う【方面】

『安全衛生業務』を行う【安全衛生課】

『労災業務』を行う【労災課】

があり、方面を中心にそれぞれの部署に労働基準監督官が配属されています。

《組織図：（例）中央労働基準監督署》

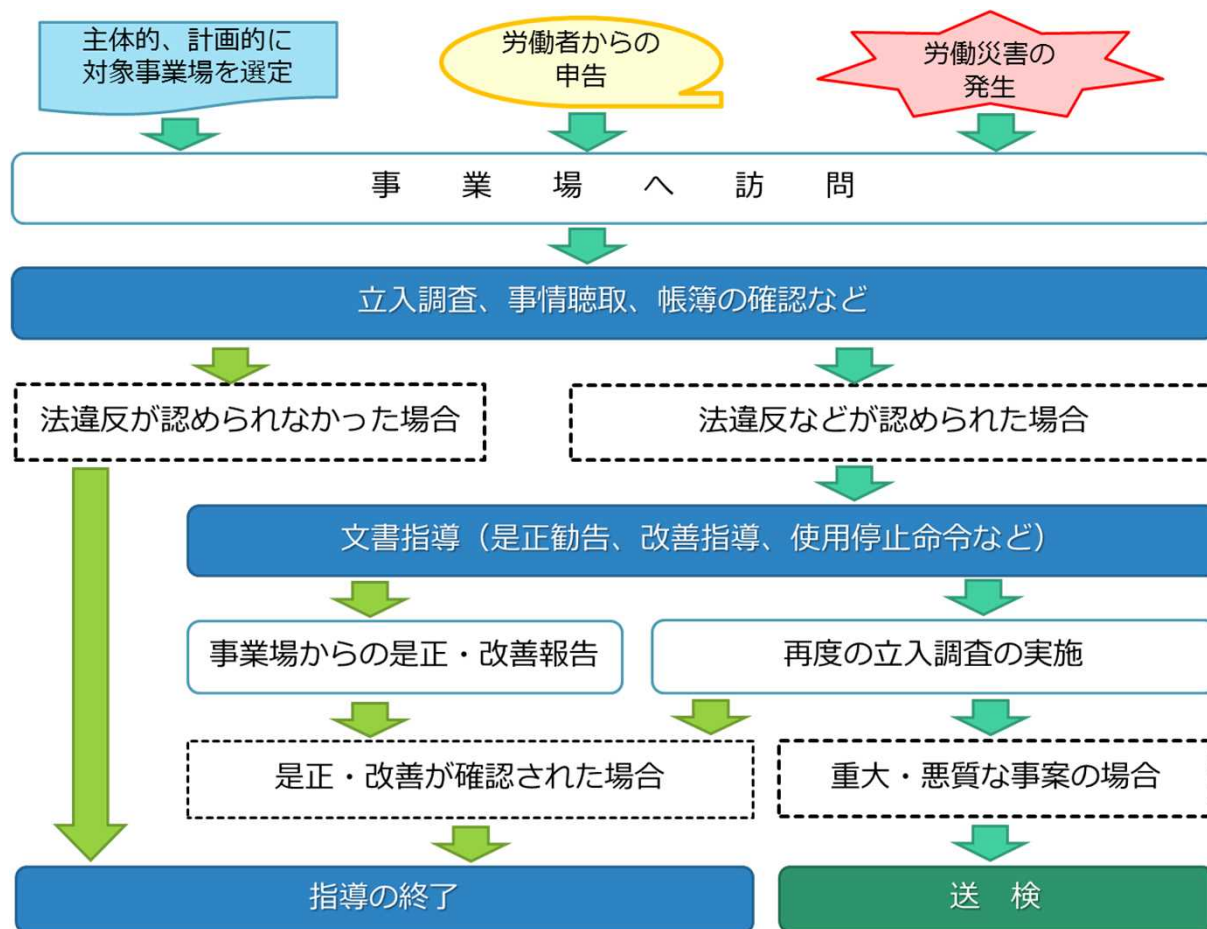


※労働基準監督署の規模により、
部署名や部署数等が変わります。

3 監督業務

臨検監督

労働基準監督官は、労働者からの情報や申告などを契機として、会社への臨検監督を行います。臨検監督の際は賃金台帳やタイムカードなどの労働時間記録、健康診断記録等、様々な資料を精査するとともに、会社側や労働者からの聴取を行い労務管理が適正に行われているかを確認し、法令違反等の問題が認められた場合には文書（是正勧告書等）による是正指導を行います。



3 監督業務

災害調査

重篤な労働災害が発生した場合、労働基準監督官は現場に赴き、災害の発生状況や原因を突き止めるため「災害調査」を実施します。「災害調査」では、同じような災害を再び発生させないため再発防止対策を検討し、会社を指導します。



また、災害調査の結果、災害発生原因に労働安全衛生法等の法令違反が認められた場合には、会社側の責任を追及するため、是正指導のほか、刑事事件としての捜査（司法処分）を行うことがあります。

3 監督業務

司法警察業務（司法処分）

労働基準監督官は「特別司法警察員※」として、賃金不払などの労働基準法違反や違法な作業指示による死亡災害などの労働安全衛生法違反に対して、刑事事件として、実況見分・捜索差押・取調等の捜査を行い、検察庁に送検しています。



実況見分

労働災害の発生原因に法令違反（犯罪）があったことを明らかにするため実況見分を実施します。

※写真はイメージです。



強制捜査

犯罪を立証するのに必要な証拠品を押収するため、必要に応じ強制捜査（捜索・差押等）を実施します。



取調

犯罪があったことを明らかにするため、関係者からの事情聴取や被疑者の取調べを行います。



送検

証拠品や供述などから犯罪があったことを明らかにした後、東京地方検察庁に送検します。

※「特別司法警察員」とは、刑事訴訟法の規定により、労働基準法等関係法令など特定の法令に基づき犯罪捜査を行う権限を持つ者のことをいいます。



東京労働局には、違法な過重労働にかかる事件の捜査を行う「過重労働撲滅特別対策班」（通称「東京かとか」）があり、その活動が社会的な注目を集めています。

4 安全衛生業務

検査



工場などで使用するボイラーや工事現場などで使用するクレーンなどが法令で定める構造や能力に適合しているかを審査するとともに、現場に赴いて検査をします。

検査に合格したものには検査証を発行します。

個別指導

工場や建設工事現場などに立ち入り、機械・設備などに危険がないか、安全に作業が行われているかを確認し、災害防止のための指導を行います。

その際、機械・設備などに法令違反が認められた場合には、是正勧告も行います。



5 労災業務

労災補償業務

労災補償業務では、政府所管の保険制度である「労災保険（労働者災害補償保険）」により、労働者が仕事や通勤によってケガや病気、亡くなった場合に、被災した労働者やそのご遺族に対して、必要な保険給付を行うため、請求された個々の事案ごとに審査や調査をし、労災保険適用の有無や給付範囲などの判断（認定）を行っています。

また、労災給付の認定に当たっては、被災した労働者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集、主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災保険の認定基準に基づき判断するための調査を行っています。



療養（補償） 給付

- ・労働災害によるケガや病気の治療にかかった費用（手術費、診察費、薬剤費等）が給付されます。

休業（補償） 給付

- ・労働災害によるケガや病気の治療のために仕事を休んだときに賃金が支払われなかった場合、休業1日当たり平均賃金額の約80%相当額が給付されます。

障害（補償） 給付

- ・労働災害によるケガや病気が治癒（症状固定）した後に一定の障害が残った場合、障害の程度に応じ年金又は一時金が給付されます。

介護（補償） 給付

- ・労災保険による年金受給者のうち、障害等級が1級又は2級の一部の方で現に介護を受けている場合、介護費用の一部が給付されます。

遺族（補償） 給付

- ・労働災害により死亡した場合、遺族に年金又は一時金が給付されます。

6 東京労働局での労働基準監督官

仕事の充実感とやりがい

東京労働局管内には、中小零細企業から大企業本社まで様々な会社があり、業種も多種多様で、幅広い企業が監督対象となっています。

東京都内における資本金10億円以上の企業数は約2,900社と全国の5割以上、経済規模は日本のGDP19.5%を占めているなど、東京都は日本経済の中心となっており、その東京都の労働行政を担っているのが「**東京労働局**」であり、行政活動による影響は全国に及んでいます。

そのため、東京労働局における労働基準監督官の仕事は、重大かつ困難なもの、社会的に注目されるものなどが多く、プレッシャーもありますが、その仕事を完遂させたときには大きな充実感を得ることができます。



6 東京労働局での労働基準監督官

仕事面での魅力

組織力

- ・東京労働局の組織は全国最大であり、都心部にある労働基準監督署では一つの署で数十人の労働基準監督官が配属されています。
- ・複雑困難事案等への対応に当たっては、その組織力を生かすことにより、解決に向けて対応することができます。
- ・違法な過重労働の捜査を行う「過重労働撲滅特別対策班」（東京かとか）が設置されています。

社会的影響の大きさ

- ・大手企業本社に対する監督指導の結果、全社的な改善が図られ、全国にいる多くの労働者の労働条件が改善されることがあります。
- ・労働基準監督官からの指導による改善結果等を大手企業が自ら公表することにより、その内容が報道されることがあります。
- ・整理解雇等で多数の労働者が解雇される恐れがある事案への対応や、全国展開している企業が経営不振によって多数の労働者が賃金不払となる事案への対応等が求められることがあります。

様々な場所へ

- ・ランドマーク的な大規模建築物の建設現場などに対して、臨検監督を行うことがあります。
- ・都心部を中心とした大企業本社から下町地区に多くある中小零細企業まで、様々な規模や業種の企業が臨検監督の対象となります。
- ・中央労働基準監督署では伊豆諸島も管轄となっています。また、本人が希望すれば、小笠原諸島（小笠原総合事務所）での勤務の可能性もあります。

6 東京労働局での労働基準監督官

充実した研修

東京労働局では、労働基準監督官のスキルアップのため、厚生労働本省の中央研修のほか、独自の研修（演習）を数多く行っています。

林業研修

- ・実際の林業の現場に赴き、実際に作業を行っている方などから安全対策等について学びます。

建設現場研修

- ・ベテラン監督官が建設現場にマンツーマンで同行し、建設現場の安全管理等に係る監督指導のノウハウを学びます。また、民間の研究施設を利用した安全対策の体験研修も実施しています。

化学工業研修

- ・石油化学コンビナートに赴き、化学工業における安全管理等について学びます。

プレス工業研修

- ・プレス機械を使用している工場に赴き、プレス機械や工場内における安全管理等について学びます。

申告監督・模擬演習

- ・ベテラン監督官を労働者や会社側担当者に見立てた演習を通じて、申告処理の手法を学びます。

臨検監督・模擬演習

- ・ベテラン監督官を会社側担当者に見立てた演習を通じて、臨検監督のやり方を学びます。

司法事件捜査研修

- ・実況見分や取調べなどの模擬演習やデジタルフォレンジックによる捜査手法などの研修を通じ、特別司法監督官から捜査手法・手続き等を学びます。



※そのほかにも数多くの研修を実施し、監督官のスキルアップに努めています。

6 東京労働局での労働基準監督官

生活面での魅力

- 都内での勤務なので
局内異動による転居
が基本的に不要です。
(埼玉・千葉・神奈川などから通
勤している職員も多数。)

転居が基本的に不要
(首都圏からの通勤可能)



- 東京23区内勤務であ
れば「地域手当」と
して俸給の20%の手
当が加算されます。

地域手当の支給



- 地下鉄等公共交通機
関が充実しているの
で、会社訪問の際も
アクセスしやすく便
利です。

交通機関が充実



- 年次有給休暇
取得日数
年間約18日
(令和6年実績)

ワークライフ
バランス①



- 育児休暇取得率
女性100%
男性100%
(令和6年度実績)
※令和7年度に入って取得した者
も含む

ワークライフ
バランス②



- 芸術・文化・流行に
触れる機会が多い。
- お店や物が豊富。
- 活気のある街。

充実した
生活環境



7 先輩からのメッセージ

若手監督官から受験者へのメッセージ

東京労働局で採用となった労働基準監督官から受験者のみなさんへのメッセージです。

- 私は前職で民間企業(金融の営業)と地方公務員の経験がありますが、労働基準監督官ほど個人の力を成長させ、ワクワクする仕事はなかなかないのではないかと思います。
まだ1年しか労働基準監督官としての経験はありませんが、この仕事は裁量が大きく、社会的にインパクトもあり、また知的好奇心も満たせる仕事だと感じています。普通のオフィス、建設現場、工場、山林など、労働者が一人でも働いていればどんな職場の方とでも接する可能性があり、これほど多様な業種の方々と接する仕事というのは非常に稀有だと思います。
合格されて一緒に働けることを楽しみにしています。
- 労働基準監督官は、労働者や使用者の双方の立場になって物事を考える必要があるため、大変ではありますが、法違反が是正されたときには、やって良かったと思える職業だと思います。
- 公務員試験は長丁場で大変ですが、私のように学生時代にほとんど勉強してこなかった者でもその気になれば合格します。頑張ってください。
- 東京労働局では先輩の労働基準監督官も多く、いろんな先輩監督官の監督指導に同行させてもらえる機会に恵まれています。
また、先輩の労働基準監督官からは監督指導の手法などを直接学ぶことができ、非常に勉強になりますし、仕事をするうえでの安心感もあります。

- 公務員試験は民間と比べて内定が出るのが遅く不安にもなり、試験勉強もとても大変だと思います。私も就職できるのか不安に思っていた時期がありました。頑張ったら結果はついてくると思うので最後まで諦めずに頑張ってください。
- 職場の雰囲気は本当にアットホームで、分からないことがあっても気軽に相談できます。
分からないことだらけでも、日々成長を感じることができる職場です。皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています！
- 実際に現場で働くと、その職責の重要性和やりがいと予想以上であることを肌で感じる仕事です。
また、分野にとらわれず、広く社会を知ることができます。試験も焦らず、足元をしっかりと固めれば怖くないと思います。皆さんと一緒に働けることを心待ちにしています！
- 社会人で勉強できる時間も少なく、法学部や理工系でもない私ですが、あきらめずに試験を受けたことでこうして労働基準監督官になることができました。
「労働基準行政に携わりたい・困っている労働者を助けたい・良い職場環境になるよう企業と一緒に考えていきたい」という熱い思いのある方と一緒に働けることを楽しみにしています。

7 先輩からのメッセージ

若手監督官アンケート結果

東京労働局で採用となった労働基準監督官から「なぜ東京労働局を選んだのか」のアンケート結果です。

最終的に東京労働局を選んだ理由 [人数]

東京で労働基準監督官業務に就くことは、影響力があったため	15
東京が地元のため	11
東京での業務はやりがいがあったため	9

東京労働局を選んだ理由（個々のコメント）

- 説明会で「東京は本社が多く、本社を指導すると地方の支社を指導することにも繋がる」と聞き、東京労働局の労働基準監督官の影響力の大きさが魅力だと感じたため。
- 1番大きくて難しい仕事ができそうであり、人気で第一志望にしないと後からは受けられないだろうなと思い、チャレンジの気持ちで第一志望にした。
- 説明会に参加して、働いている人がいきいきとしていて、ここで成長して頑張りたいと思ったため。
- 東京で労働基準監督官の仕事をすることで、より多くの労働者の方たちが安心して働くことができる社会へ、少しでも近づくことに貢献できるのではないかと考えたため。
- 東京出身だけではなく、私のような地方出身の労働基準監督官もたくさんいると聞いて、自分も東京でやっていきたいと思ったため。
- 東京で労働基準監督官としての経験を様々な事案でより早くたくさん積みたいと考えたのと、人口に対する労働基準監督官数が少ないのでその力になればと思ったため。
- 私が受験をした時期には、東京の大企業が送検されたニュースが数多く報じられており、東京を選べば大きな仕事ができると思ったため。
- 女性の労働基準監督官が多く、様々な役職で活躍していると聞いて、東京で働くことで自分も成長して活躍できると思ったため。
- 企業数が一番多いため。また、過重労働撲滅特別対策班があり、いずれはそこで活躍したいと思ったため。
- 地方出身ですが、東京での仕事にあこがれていたことや、東京でしかできない労働基準監督官の仕事があると思ったため。

7 先輩からのメッセージ

若手監督官から受験者へのアドバイス

東京労働局で採用となった労働基準監督官から「労働基準監督官試験を受験するに当たって」のアドバイスです。

- 第2次試験は丸1日かかり、とにかく待たされる時間が多いので、特に社会人の方は半日休ではなく1日休みを取ったほうがよい。
一度面接官の質問にうまくまとめて答えられず、「だからどうしたの?」と返されてしまった。そういうときにパニックにならず、「申し訳ございません。結論を申し上げますと・・・」などと、一呼吸おいてから再度結論を話すようにすると思います。
- 面接カードや履歴書を読み続けている方もいますが、覚えるというよりは、自身の気持ちを素直に伝えればいいのかと思います。
- 労働基準監督官は労働者や企業の方と話をしたり、聞いたりすることが多いので、どんな質問であっても黙り込まずしっかりと答えられるか、面接官の話をしっかりと聞いているか、ということも見られている気がしました。この基本を押さえて面接の準備ができれば大丈夫だと思います。
- 採用面接は、特に人柄などを見られたように感じた。最初に予約しておいた局で不合格になると、そのあとの予約が大変なので、あらかじめ予約の取り方や、その後の流れなどを十分調べておくべきだと思う。
- 緊張しすぎずに、自身の伝えたいことをきちんと伝えるようにしてください。

- 人物試験は面接官3人と受験生1人の形式で行われ、学生時代の研究内容、直近の時事について、労働行政への印象について聞かれました。特に回答しづらい質問はありませんでした。難しいことを問われることはないと思いますので、緊張せず頑張ってください。
- 採用面接は各都道府県労働局での採用試験になります。当然のことですが東京労働局を希望する理由は明確である必要があると思います。
また、東京の特徴は大企業が集中しているという点があげられると思いますが、神奈川や大阪についても東京ほどでなくとも集中していると言えます。
したがって、東京以外の大都市を抱える労働局ではなく、東京労働局を志望する理由をよく考えることが重要ではないかと思います。
- 「なぜ、この労働局か」「この労働局の中でどのようなことをしたいか」を明確にしておくと思います。
- 自分がなぜその仕事をしたいのか?を突き詰めていくと良いと思います。
突き詰めていくと自分は人生で何がしたいのか?どう生きていきたいのか?周りの人とどう付き合っていきたいのか?など付随する問いがたくさん生じるかと思います。
それをしていけば面接で答えられないことは無いと思います。

8 東京労働局における採用

採用試験の流れ

東京労働局では毎年「労働基準監督官」を20名程度採用しています。

東京労働局
で採用面接



東京労働局で働く労働基準監督官は東京都出身者だけではなく、全国各地からの出身者も多く、様々な職業経験者もいます。

また、東京労働局での採用は難しいと思われがちですが、ほかの労働局と比べて採用人数も多く、同期や同世代の監督官たちも多数いるため、お互いが切磋琢磨し、労働基準監督官として成長する機会に恵まれています。

首都東京の「働き方改革」、最前線へ！

8 東京労働局における採用

東京労働局での採用後

東京労働局の労働基準監督官として採用になると、都内18か所の労働基準監督署（支署）での勤務になります。

その後、入省3年目になると他局で2年間勤務、5年目以降は東京労働局内（労働基準監督署又は労働局）での勤務となります。

採用～2年目

東京労働局内の労働基準監督署で勤務（監督業務）

3年目～4年目

東京労働局以外の労働局で勤務 ※厚生労働本省への異動（4年間）もあります。

5年目～14年目

東京労働局内の労働基準監督署や労働局で勤務（本人の能力や適性により監督・安全衛生・労災等の業務に従事）

15年目以降

東京労働局内の労働基準監督署や労働局の幹部職員として勤務（方面主任、課長、副署長、署長等）

東京労働局での採用に関して、ご質問等がありましたら、

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
東京労働局総務部総務課人事第2係 03-3512-1052

にお問い合わせください。

採用情報や
キャリアパス
の詳細はこちら

